

# 第1回静岡市・由比町合併協議会 会議録

平成19年8月3日  
静岡市・由比町合併協議会事務局

- 1 開催日時 平成19年8月3日(金)午後1時30分から
- 2 開催場所 ホテルセンチュリー静岡 5階「センチュリー」
- 3 出席者 <出席委員>  
小嶋会長、望月副会長  
鈴木委員、剣持委員、青木委員、横尾委員、市川源委員、藤浪委員、  
佐藤委員、岩邊委員、小倉委員、豊島委員、市川彰委員(全13名出席)  
<監査委員>  
海野監査委員
- 4 議題
  - (1) 報告  
報告第1号 静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯について  
報告第2号 静岡市・由比町合併協議会各種規程の制定について  
ア 静岡市・由比町合併協議会幹事会規程  
イ 静岡市・由比町合併協議会事務局規程  
ウ 静岡市・由比町合併協議会財務規程  
エ 静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程
  - (2) 議案  
議案第1号 静岡市・由比町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に  
基づく要領の制定について  
議案第2号 平成19年度静岡市・由比町合併協議会事業計画について  
議案第3号 平成19年度静岡市・由比町合併協議会予算について
  - (3) 協議
    - ① 協議項目について
    - ② 協議に当たっての基本的な考え方について
    - ③ 基本項目について
    - ④ 合併基本計画策定の基本方針について
  - (4) その他
- 5 会議内容 以下のとおり

○事務局 それでは、皆様おそろいでございますので、本日は第1回静岡市・由比町合併協議会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず、開議に先立ちまして、本日の傍聴について、事前に委員の皆様にお諮りしたいと思っておりますので、会長よろしくお願ひいたします。

○会長（小嶋善吉） 本日は第1回目の協議会ということで、会議の運営方法や傍聴などにつきましては、後ほど議案としてご審議いただくことになっておりますが、今回、会場にお越しの方々から既に傍聴の申し出があります。

そこで、協議会の原則公開という基本的な考え方に立ちまして、開会当初から傍聴を許可することとしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、そのようにさせていただきます。

○事務局 それでは、ただいまから第1回静岡市・由比町合併協議会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、協議会の会長であります小嶋善吉静岡市長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（小嶋善吉） 皆さん、こんにちは。第1回静岡市・由比町合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方には、今回の合併協議会の委員を快くお引き受けいただきまして、また本日、大変お忙しい中を、この第1回目の会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、由比町からの合併申し入れに端を発した今回の合併協議につきましては、いよいよ本日から法定協議会という正式な場での協議が始まるわけでありまして、今を生きる我々だけではなくて、子や孫の世代のことも考え、あるべき将来像に向けて協議を進めていかなければならないと感じているわけでありまして。

なお、協議に当たりましては、委員の皆様からの積極的なご意見・ご要望をいただきながら、円滑かつ効率的な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

第1回目の合併協議会の開催に当たりまして、極めて簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。これからお互いにいろいろ議論してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、ここで副会長並びに委員の皆様のご紹介をさせていただきます。名簿

の順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立ください。

まず、副会長をご紹介申し上げます。由比町長の望月俊明様です。

○副会長（望月俊明） よろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。静岡市議会議員の鈴木和彦様です。

同じく、静岡市議会議員の剣持邦昭様です。

由比町議会議長の青木仁様です。

同じく、由比町議会副議長の横尾泰治様です。

静岡市自治会連合会会長の市川源一様です。

清水商工会議所副会頭の藤浪二美雄様です。

静岡市しみず女性の会副会長の佐藤京子様です。

由比町区長会会長の岩邊泰様です。

由比町経済界代表であり、静岡県商工会連合会会長の小倉忠一様です。

由比町女性団体連絡会会長の豊島智江様です。

そして、静岡県総務部理事の市川彰様です。

また、当協議会の監査をお願いする監査委員をご紹介申し上げます。

静岡市代表監査委員の海野洋様です。

なお、委嘱状につきましては、本来、会長から委員の皆様お一人お一人にお渡ししお願いするところですが、時間の都合もございますので、皆様の机の上に置かせていただきました。よろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議時間はおおむね午後3時半ごろまでを目安としておりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、ご発言の際は手を挙げていただきますれば担当がマイクを持ってお席まで伺います。

また、会議の議事録を作成する都合上、最初にお名前をおっしゃってからお話されますよう、お願ひいたします。

それから、報道関係者の方にお願ひいたします。これより議事に入りますので、傍聴席からの取材をお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○会長（小嶋善吉） それでは、ただいまから静岡市・由比町合併協議会を開会いたします。

会議次第に従いまして進めてまいります。

○会長（小嶋善吉） それでは、報告第1号、静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯等について、事務局から説明があります。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。合併関係の事務を所管しております静岡市の企画調整課久朗津と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1の1ページをお開きください。報告第1号、静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯等についてご報告申し上げます。次のページをお願いいたします。

まず、経緯についてでございますが一覧表にしてございます。順次説明をさせていただきます。

平成18年3月22日に、静岡県が静岡州市町村合併推進構想に、静岡市と由比町の1市1町の組み合わせを示しております。

平成19年5月29日に、由比町民から由比町議会に対し、静岡市と由比町の合併実現に関する請願書が提出されたところでございます。

6月5日に、その請願について由比町議会におきまして、賛成多数で採択されるとともに、由比町長が請願に対する所信として、合併実現を目標とすることを表明されました。

また、多数の由比町議会議員が町長所信に賛同し、不退転の覚悟で静岡市との合併実現に取り組むことを約した署名を行いました。

6月8日、由比町長及び由比町議会議長の連名によりまして、合併の申し入れが静岡市長になされました。

6月29日由比町で、7月5日静岡市で、それぞれの議会におきまして、合併協議会の設置協議に係る議案が可決をされたところでございます。これによりまして、静岡市と由比町は協議により規約を定めまして、7月9日に静岡市・由比町合併協議会を設置したところでございます。

それぞれの内容につきましては、1の3ページから1の8ページまでに参考資料をつけてございます。また後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、1の9ページをお願いいたします。1の9ページでございます。合併協議会の規約を協議の上、定めまして、主要部分についてご説明をさせていただきます。

第1条におきましては、この協議会は地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき設置された法定協議会であることを規定しております。

第3条では、協議会が担任する事務を列挙しておりますが、合併に関する協議、市町村の合併の特例等に関する法律第6条の規定による合併市町村基本計画の作成、その他合併に関し必要な事項でございます。

第6条から第8条まででは、会長は静岡市長、副会長は由比町長を充てるとともに、両市町指名の議員及び学識経験者を委員とすることとしております。

1枚めくっていただきまして、第10条では、会議は委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができないとしております。

また、会長は議長となり、会議の議事などは会議に諮って定めるほか、第11条の幹事会、第12条の事務局、第15条の財務に関する事項、第16条の費用弁償等につきましては、「会長が別に定める」と規定しており、報告第2号におきまして説明をまたいたします。

次に、1の12ページをごらんいただきたいと思います。参考までに、国・県の財政支援措置を新法と旧法を比較して掲載してございます。内容につきましては、左側になりますけれども、合併旧法のもとで合併した場合の財源措置としましては、市町村建設計画に基づく必要な事業経費に充てられます合併特例債や国の補助金、県の特別交付金など、由比町分として最下段の記載のとおり約84億円の財政支援がございました。

一方、右側の欄、合併新法のもとでは、合併特例債や国の補助金がないこと、県の合併推進交付金は1億5,000万円であることから、財政支援につきましてはほとんどない状況となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） それでは、合併協議会設置に至る経緯につきまして、事務局から報告がありました。これにつきまして、副会長の由比町長さんから発言がありますので、お聞きいただきたいと思っております。どうぞ。

○副会長（望月俊明） 由比町長の望月でございます。ただいま合併のきょうまでに至る経緯につきまして、事務局の方から説明があったわけでありまして、私にまでこのような形の中で、経緯について説明をさせていただく機会をいただきましたことに、心から感謝申し上げる次第でございます。

第1回目のきょうの合併協議会の開催でございます。由比町長といたしまして、一言述べさせていただきます。

このたび由比町側から合併協議会の設置の申し入れに対しまして、静岡市長を初めといたしまして、静岡市議会の皆様方、そして何よりも静岡市民の皆様方の深いご理解をいただきまして、本日までここに着くことができた、迎えることができたということに対し、心から御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、静岡市と由比町の合併協議に関しましては、平成17年、静岡市側の誠意ある対応に対しまして、由比町がそれに反したような形の中で廃置分合関連議案を否決しております。静岡市民を初めといたしまして、市議会の皆様方、また市当局に対しまして、大変な不信感を与えたことに対しまして、大変ご迷惑をかけてしまったなということで、まずはこの場をおかりいたしまして、衷心からおわびを申し上げたいと思っております。本当に申しわけございませんでした。

しかしながら、町民の多くは、当時から国や地方の大きな流れでありますとか、また少子高齢化や人口の減少問題等、また国が持っております大きな債務でありますとか、そうしたものは、大勢の町民の皆様は理解していたと私は思っております。

そうしたことの中で、ああいう形の中で静岡市さんに大変申しわけないことをしたわけでございますけれども、損なわれた信頼関係を回復すべく、私も特に県の指導も仰ぎながら、18年度においては、県や静岡市の方へとも何度か足を運ばせていただきまして、その修復に

努力はしてきたつもりでございます。

いずれにいたしましても、私に与えられた使命というものは、いち早く静岡市との信頼関係を回復することであり、町民にはその責任はないわけでありまして、すべてが私にあるわけでございます。

誠心誠意努力してきたこの1年ないし2年でありましたけれども、このような形の中、4月22日に執行されました統一地方選挙において、由比町民は圧倒的な多数をもちまして静岡市との合併を望んでいるという結果を確固たる数字として出していただいたわけでございます。大変私にしても大きな後押しをいただいたということになっているわけでありまして。

前回の協議からいたしますと、まだ2年足らずの歳月しかたっておりませんが、今が合併のこの熟期と私は確信し、再度、静岡市さんの方へと合併協議の申し入れをさせていただいた次第でございます。

住民を代表する区長の皆様方から町議会に対し、静岡市と由比町の合併の実現に関する請願書が提出され、町議会において採択された後、私も所信を申し述べさせていただきましたし、私と行動をともにする、同じ考えの中で進めていこうという、11名中の9名の町議会議員の賛同議員の署名を添えて、私は静岡市に対しその提出をしたところでございます。

これは私は町民と議会と、また町当局が一体となって、これから不退転の覚悟の中で、これから取り組んでいくという決意の申し入れでありますので、ぜひご理解をしていただきたいと思いますというふうに感じているところでございます。

このような機会の中でお話をさせていただく機会をいただきましたことに、心からお礼申し上げる次第でございます。

これらが大きなこれまでの経緯でありますけれども、今後、合併協定書の締結に向けて、スムーズに、またかつ有意義に協議が行われますよう、また最後の廃置分合の可決まで全力で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、最後にもう一言言わせていただきますけれども、先ほども少し申し上げましたが、前回の廃置分合関連議案の否決、議会がそのような形でありますけれども、すべての責任は私であり、また町民には一切そうした責任はないわけでありまして、合併の大きな目的は行政改革であるということはもちろんわかっているわけでありまして、行政効率の向上のために、私は努力をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、その陰にはどうしても住民生活の変化が起きてくるというようなことが起こってくるわけでありまして、住民の持つ不安は大きなものがあるかと感じているところでございます。

先ほど申し上げましたように、住民には責任はなく、私がすべて責任だということの中で、住民生活の今後の大きな変化を少しでも緩和していただくべく、市当局の寛大なる協議をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。これからお世話になりますけれども、

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○会長（小嶋善吉） どうもご発言ありがとうございました。我々、静岡側も誠意を持って対応させていただきます。最後、決着するまでお互い信頼関係をもってやっていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） 続きまして、報告第2号、静岡市・由比町合併協議会各種規程の制定について、事務局から説明があります。

○事務局（久朗津） それでは、資料の1の13ページをお願いしたいと思います。報告第2号、静岡市・由比町合併協議会各種規程の制定についてご説明をいたします。

規程につきましては、記載のとおり幹事会・事務局・財務・費用弁償等の4件でございます。事務処理の規程ですので簡潔に説明をさせていただきます。

1の14ページをごらんいただきたいと思います。静岡市・由比町合併協議会の幹事会に関する規程でございます。合併協議会規約第11条第2項に基づきまして、合併協議会に提案する事項について、必要な協議や調整を行うために設置する幹事会の組織、職務などについて定めるほか、必要に応じて第5条のワーキンググループや第6条の専門調査検討グループを置くことができる旨を定めたものでございます。

次のページ、1の15ページをごらんください。次に、合併協議会の事務局に関する規程でございます。合併協議会規約第12条第2項に基づきまして、事務局の組織等に関し必要事項を定めようとするものでございます。

第2条の所掌事務でございますが、協議会の会議に関する事、資料の作成に関する事、広報及び広聴に関する事、庶務に関する事などでございます。

第3条の組織としましては、事務局には事務局長、次長及び事務局員を置くものとし、その名簿及び連絡先は、次のページに記載の職員が事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、職員の職務、専決事項、旅費等について規定をしております。

次に、1の17ページをごらんください。合併協議会の財務に関する規定でございます。合併協議会規約第15条に基づきまして、財務に関し規定したものでございまして、予算、決算及び現金の出納などにつきまして必要な事項を定めるものでございます。

第2条にございますように、協議会の予算は静岡市及び由比町からの負担金を歳入とし、協議会の事業の執行に要する経費を歳出といたします。

なお、具体的には後ほど議案第3号のところでご説明をさせていただきます。

次に、1の18ページをごらんください。合併協議会の費用弁償等に関する規程でございます。合併協議会規約第16条第2項に基づきまして、委員への費用弁償、謝金の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものでございます。

旅費につきましては、静岡市・由比町以外に旅行をお願いする場合に適用いたしまして、謝

金につきましては、日額1万1,500円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） それでは、設置に至る経過、ただいま説明になられました各種規程の制定について報告がありましたが、ご不明な点がありましたらご質問をお受けいたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい。

○会長（小嶋善吉） それでは、次に、議案審議に移っていきます。議案第1号、静岡市・由比町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領の制定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（久朗津） それでは、2の1ページをごらんください。議案第1号、静岡市・由比町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領の制定について、ご説明をいたします。

2の2ページをお開きください。合併協議会会議運営規程でございますが、これは合併協議会規約第10条第3項の規定に基づきまして、会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条の基本方針といたしましては、会議は原則公開とし、会議の運営に際しては住民意見の反映と、公平で、公正な協議の推進に努めるものとしております。

第6条の会議の進行では、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるとしております。

第7条の傍聴でございますが、会議は傍聴することができることとし、第2項で会議の傍聴については、議長が会議に諮って別に定めるということで、この後、傍聴に関する要領でご説明をさせていただきます。

第8条及び第9条の会議録の調製及び公開につきましては、会議録及び会議に提出された文書は原則公開することとしております。

次に、2の3ページをごらんください。会議運営規程第7条第2項に基づきます会議の傍聴に関する要領でございます。

第2条の傍聴席の区分でございますが、表のとおり対象者ごとに三つに区分をしてございます。

第3条の傍聴の手続ですが、一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者につきましては、傍聴券の交付を受けなければならないこと、第2項では交付手続、第3項では傍聴希望者が一般傍聴席の数を上回るときは抽選によりまして傍聴券の交付を受けられる者を決定するものとしております。

この規定につきましては、第7条によりまして、傍聴の数については会議の会場の広さ等に

よりまして制約される場合がございますので、このような定め方をさせていただきます。

第8条におきましては、傍聴席に入ることができない者、第9条では傍聴人の守るべき事項、1枚めくっていただきまして、第10条では傍聴人の退場の規定を定めてございます。

説明は、以上でございます。

○会長（小嶋善吉） ただいまの議案第1号につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第1号につきまして、原案どおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） 原案どおり承認されたものとさせていただきます。

○会長（小嶋善吉） 次に、議案第2号、平成19年度静岡市・由比町合併協議会事業計画について、議案第3号、平成19年度静岡市・由比町合併協議会予算についてを一括して審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（久朗津） 2の6ページの議案第2号と2の9ページの議案第3号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、最初に、2の7ページをごらんいただきたいと思います。合併協議会の事業計画についてでございますが、1の事業目標として、協議会は1市1町の合併に関する協議、基本計画の作成のほか、合併に関し必要な事項について協議し、合併協議会として合併の是非を決定することを目標といたします。

2の事業内容といたしましては、(1)の会議の開催でございますが、計画的に会議を開催し、基本項目、法による特例項目及び一般項目の協議を行い、合併基本計画を作成していただきます。

(2)の広報・広聴でございますが、広報紙やホームページなどによる広報を通じ、協議内容等を広く住民に周知するほか、住民説明会の開催等により住民の意向把握に努めるものいたします。

(3)のその他といたしまして、幹事会等を必要に応じて開催をいたしまして、円滑な協議の運営に資するものいたします。

次に、2の8ページをお開きください。本協議会の開催日程等について、現時点における案としてお示しするものでございまして、今後の協議状況によりましては変更する場合がございますのでご了承をお願いします。

簡単に今後の予定をご説明いたしますと、第2回協議会は9月6日に同会場で、基本項目、法による特例項目、一般項目の協議、それから合併基本計画の中間素案につきましてご審議をいただきます。

第3回協議会は10月9日に静岡市内におきまして、基本項目、それから法による特例項目、一般項目の決定、それから合併基本計画の策定、住民説明会の方法についての協議を行う予定でございます。

また、11月には静岡市、由比町でそれぞれ1回住民説明会を開催した後に、合併基本計画を作成し、翌年には合併の是非決定に係る協議会を開催する予定でございます。

そして、合併協議会の是非判断が是となれば、合併協定書の締結、各市町の議会による廃置分合議決を経まして、県知事への合併の申請を予定しております。

次に、2の9ページをお開きいただきたいと思っております。引き続き、議案第3号の合併協議会の予算についてご説明をさせていただきます。

協議会の歳入歳出予算は、第1条にございますように543万1,000円でございます。歳入歳出予算は、2の10ページのとおりでございます。その内容は次のページの事項別明細書でご説明をいたします。

1の歳入でございますが、1款1項1目負担金は、静岡市及び由比町の負担金によるもので、その負担金額は次の2の12ページに記載のとおり、静岡市363万5,000円、由比町179万5,000円でございます。基本的には負担率は1対1で算出をしておりますが、住民説明に使用しますリーフレットにつきましては、金額は189万円でございますけれども、使用数が静岡市の方が多ということで、人口割として算出をさせていただいております。それによって金額に差が生じております。

前ページに戻りまして、そのほか預金利子を含めまして、合計額は543万1,000円でございます。

その下の2の歳出でございますが、主なものをご説明させていただきます。1款事業費は483万8,000円で、1項1目の会議費242万2,000円で、これは委員の謝金や会場借上料等でございます。

2目の広報・広聴費は236万6,000円で、これは、住民説明用のリーフレットの作成や住民説明会の会場借上料等が主なものでございます。

3目の調査・研究費は5万円で、書籍代が主なものでございます。

次に、2款1項1目管理費は59万3,000円で、旅費、消耗品等の需用費やコピー使用料等でございます。以上、歳出合計は543万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長（小嶋善吉） ただいま説明のありました議案第2号、そして議案第3号につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） よろしいですか。ご意見等もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号、議案第3号につきまして、原案どおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） 原案どおり承認されたものとさせていただきます。

○会長（小嶋善吉） 次に、協議に入ります。

初めに、合併協議会における協議項目について協議をいたしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局（久朗津） それでは、3の1ページをごらんいただきたいと思います。協議項目についてご説明をいたします。

協議項目は基本項目、法による特例項目、合併基本計画の作成、一般項目の四つに大きく区分し、全部で31の協議項目について協議していくことが他の合併協議事例を見ましても一般的な協議項目、あるいは数でございます。

次の3の2ページをお開きください。それぞれの協議項目の概要を記載しておりますので、簡単にご説明をいたします。

Iは基本項目として、1、合併の方式として、新設合併、または編入合併とするのか、2、合併の期日をいつにするのか、3、合併後の市の名称をどうするのか、4、合併後の市の事務所、つまり市役所の位置をどこにするのか、5、両市町の所有する財産や公の施設の取り扱いをどうするのかについて、ご協議をいただくものでございます。

以下、IIの法による特例項目として、6の議会の議員及び7の農業委員会委員の定数及び任期、8の地方税の取り扱いなどについてご協議をいただきます。

IIIは、合併新法第6条に基づきます合併基本計画について、円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るために作成するものでございます。

IVは、すり合わせが必要な一般項目として、12の一部事務組合等の取り扱い、13の使用料、手数料等、14の国民健康保険事業の取り扱い、15の組織及び機構、その他16、特別職の職員の身分から、3の4ページの31の各種事務事業の取り扱いまで、概要は記載のとおりでございます。順にご協議いただくものでございます。

協議項目につきましての説明は以上でございます。

○会長（小嶋善吉） ただいま協議項目について説明がありましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、協議項目につきましては、原案のように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、協議項目につきましては原案のとおり合併の方式など31項目ということにいたします。

○会長（小嶋善吉） 次に、合併協議に当たっての基本的な考え方についてであります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（久朗津） それでは、3の5ページをお開きいただきたいと思います。これから具体的に合併協議を進めるに当たりまして、全体を通じた基本的な考え方、方針を定めておくことが必要でありますのでご説明をいたします。

一つ目は、由比町からの申し入れを踏まえると、合併方式が編入合併となる見込みのため、先にご説明した各協議項目につきまして、基本的には静岡市の現行の制度や取り扱いに統一するという考え方でございます。

また、二つ目は、できる限り協議会を効率的に進め、早期に協議項目の結論が得られますよう、そして、その経過や結果につきまして、住民周知に努めるものとする考え方でございます。

合併協議に当たっての基本的な考え方の説明は以上でございます。

○会長（小嶋善吉） ただいま説明がありましたが、各合併協議に当たりましては、各協議項目について、基本的には静岡市の現行の制度、取り扱いに統一すること、合併の方式ですね、ということの説明がありましたが、こういうことをもとにして今後の協議を進めていくということによろしゅうございますか。

はい、岩邊委員、どうぞ。

○委員（岩邊泰） 由比町の区長会岩邊と申します。ただいまの提案の基本的な考え方について、賛同する立場で発言をしたいと思います。

今回の合併につきましては、由比町が静岡市へ編入される合併でありますので、それぞれの協議項目につきましては、基本的に静岡市の現行制度に統一することでよいものと考えております。

以上です。

○会長（小嶋善吉） どうもありがとうございました。そのほかの方はいいですか。

では、岩邊委員から言われたとおりでございます。それでは、一応ここでお諮りいたしますが、ただいまのご意見などを踏まえまして、合併協議に当たって各協議項目については、基本的には静岡市の現行の制度、取り扱いに統一をすることとし、今後の協議を進めていくということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） また、限られた時間内での協議となることから、第1回の協議では、次第にありますように、基本項目について協議をし、法による特例項目や合併基本計画、並びに一般項目につきましては、第2回目の協議会以降で決定することとさせていただきたいと思っております。

それでは、基本項目について事務局から説明を求めます。

○事務局（久朗津） それでは、3の6ページをごらんいただきたいと思います。基本項目に

ついてご説明をいたします。ここには基本項目でございます五つの項目につきまして、その概要を記載するとともに、右側の空欄につきましては、協議結果を記入していただくようにつけてございます。

なお、合併協議に当たりまして、基本的考え方や先ほどのご発言にも、この合併は編入合併を踏まえるとございましたので、ここでは一般的な説明とさせていただくことをご了承いただきたいと思っております。

まず、1の合併の方式でございます。基本項目の1番目としまして、合併の方式についてご説明をいたします。これは、地方自治法第7条の市町村の廃置分合の規定に基づくものでございます。他の地方公共団体との合体、いわゆる新設合併と他の普通地方公共団体への編入合併とがでございます。

2の合併の期日でございます。合併の期日を検討する場合、この日が適当ということは一概には言えませんが、住民生活への影響、それから首長や議会議員の任期、合併時の事務事業や引き継ぎの利便性を総合的に勘案し判断するべきでございます。

また、検討する場合、適用される法律によりまして、その取り扱いが大きく異なるため、合併の期日につきましても、法律の適用期間というものが一つの重要な判断基準となっております。合併新法では、平成22年3月31日が適用期限でございますので、平成22年4月1日以降の場合は、現行の合併特例法の規定が適用されないことになります。

3番目の合併後の市の名称でございます。新設合併の場合は新たな名称を定めることとなりますけれども、編入合併の場合は編入する市の名称とすることが多くなっております。

4の合併後の市の事務所の位置でございますけれども、新設合併の場合には、いずれかの事務所の位置としまして、編入合併の場合は、編入する市の事務所の位置とすることが多くなっております。

5の財産及び公の施設の取り扱いについてでございますが、従来の自治体が持っていました財産及び公の施設はすべてを引き継ぐことが原則となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） ただいま事務局から基本項目について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

由比町長さん。

○副会長（望月俊明） 由比町長の望月でございます。由比町が静岡市に編入合併するという基本的な考え方でございます。したがって、基本項目の合併の方式は由比町を廃止し、静岡市に編入すると思っております。

それと、合併後の市の名称は静岡市、合併後の市の事務所の位置は静岡市の現在の事務所の位置、財産及び公の施設の取扱いは由比町の財産及び公の施設は静岡市に引き継ぐとするという形で私はよいかと思っております。合併の時期については、お諮りしていただきたいと思

います。

○会長（小嶋善吉） ありがとうございます。ほかにご意見がございましたらご発言をお願いいたします。また、合併の期日についてもいかがでしょうか。

剣持委員。

○委員（剣持邦昭） 一つ由比の望月町長さんにお伺いしたいと思いますが、選挙前から、あるいは選挙を通じてもそうですが、合併の期日については平成21年の3月31日と、かなり強く私たちにメッセージとして伝わってきていたわけですが、その辺の具体的なスケジュール的な根拠というのを見通しの上でそういうふうにご発言をされたのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○副会長（望月俊明） 由比町長の望月でございます。昨年の6月の定例議会の中で、議員の質問もあったわけでありますけれども、町長として静岡市との合併をどのような形で計画しているのかという質問の中で、私も町民にわかりやすく自分の考えを説明する責任があるなというふうに感じております。

合併の期日は言うまでもなく、静岡市さんとしっかりと話を決めていくということの中で、静岡市長さん、また議会の皆様、また静岡市民に対し、由比町が勝手にこうした期日を申し上げるといふことについては、大変失礼であるということは十分承知の中でありますけれども、由比町として、個人の考えとして申し述べてきたところでございますので、ぜひご理解をさせていただきたいと思っております。あくまでも私の個人の考えでありますので、何もこの協議会の中で皆様が決めていただければありがたいわけでありますけれども、あくまでも私の意見としての参考と理解をさせていただきたいと思っております。

由比町がこれから静岡市さんと合併をさせていただいて、お世話になるについて、由比町が事務的な処理の時間的な経緯をどのように考えていくかということ、もちろん合併新法が22年の3月までであるということでありますけれども、1年前の21年3月まではには由比町として静岡と合併していく必要がある。3月までということでご理解させていただきたいと思っております。そういう形の中で町民に説明をしてきております。

由比町も線引き作業のことでありますとか、いろいろ時間のかかる作業も控えているというようなこと、それといろいろな意味で、県の指導等も伺っておりますけれども、静岡市さんに大変な失礼をしたということの中で、信頼の回復をするについては、相当な時間を有するではないかというような私なりに解釈しております。18年度でそれらの作業を私なりに努力をさせていただき、統一地方選挙の結果を持って、晴れて正式に静岡市さんの方へとお願いに上がりたいなという形ですといたことでございます。したがって、その手順に沿って私の予定の形の中で議員とともにいるわけであります。

ここで、合併協議会が成立し、協議が終了し、締結をして廃置分合の可決をいただき、その後、いろいろな事務事業のすり合わせでありますとか、コンピューターの整理でありますとか、

いろいろなことを考えたときに、その時期まで行ってしまうのではないかなというような形を持って、私は発言したところであります。政治的に特に何か根拠があるのかというようなことについてはございません。そういうことでございます。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○委員（鈴木和彦） 鈴木です。町長さんのご意見を伺ってほっとしたわけですがけれども、我々も前回の選挙の中で、町長さんが期日について限定をしておりましたので、大変、協議会ができるのか、できないのかわからないうちにと心配はしていたわけですがけれども、その21年3月までにということでもありますので、事務的なものもいろいろ勘案しながら、できるだけ早期に合併ができる方がいいと思っていますので、きょう期日までは協議に入らないということですので、できるだけ早期にということをお願いをできればありがたいなというふうに思っています。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） よろしいですか。それでは、基本項目について一応お諮りをさせていただきます。なお、この基本項目五つありますが、今の2の合併の期日につきましては、今お話がありましたように、さまざまな意見がございましたので、次回以降に改めて協議をし、決定をさせていただきたいと思っております。よろしいですね。

〔「はい」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、まず一つ一つ決めていきたいと思いますが、まず第1の合併の方式につきましては、「庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。」としてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、そのように決定させていただきます。

次に、3の合併後の市の名称は「静岡市とする。」としてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、そのように決定させていただきます。

次に、4の合併後の市の事務所の位置は、「静岡市の現在の事務所の位置とする。」としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） では、そのように決定をさせていただきます。

次に、5の財産及び公の施設の取り扱いは、「由比町の財産及び公の施設はすべて静岡市に引き継ぐものとする。」としてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

ということで、2の合併の期日を除きまして、基本項目については一応決めさせていただきました。

○会長（小嶋善吉） 次に、合併基本計画策定の基本方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（久朗津） 3の7ページをごらんください。合併基本計画策定の基本方針（案）についてご説明をいたします。

まず、1の目的でございますが、この計画は合併後の地域の整備を総合的かつ効果的に推進するため、合併新法第6条に基づく法定計画でございます。

次に、2の内容でございますけれども、（1）の全体構成は、3の8ページの合併基本計画全体構成（案）のとおり、七つの項目を定めまして、まちづくりの基本方針に基づき、健康・福祉ほか5部門について、主に由比町の地域で行われます事業を基本にまとめますとともに、関係する県事業や計画期間内の財政計画を示すものでございます。

再び3の7ページに戻っていただきまして、（2）の計画期間につきましては、合併年度からおおむね5年間程度とし、（3）の事業主体は合併市町及び静岡県でございます。

なお、静岡県事業は県当局と取り扱いを検討してまいります。

次に、3の事業でございますけれども、（1）主として由比町の地域で行われます事業を基本にまとめますとともに、（2）の合併市町の総合計画等などの長期計画を尊重しつつ、一体性の確立や福祉の向上などを図る事業を登載をしてみたいと思っております。

また、（3）として登載する事業につきましては、財政計画との整合を図るものいたします。

次に、4の財政計画におきましては、計画期間に合わせることで、合併新法による財政メリットを活用すること、財政の健全性の確保に配慮することなどを方針といたします。

最後に記載の方針としまして、平易な記述により登載内容などにつきましては、できる限り住民に理解しやすい内容とするように心がけてまいります。

以上、合併基本計画策定の基本方針（案）についてご説明をいたしました。以上でございます。

○会長（小嶋善吉） ただいま事務局から合併基本計画策定の基本方針（案）について説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） これはいいですね。こういう方針、当然のことだと思います。

それでは、合併基本計画策定の基本方針（案）につきましては、ただいま説明のあったように原案により決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、そのようにさせていただきます。また、その方針に則して合併基本計画の素案を事務局が作成をするということにさせていただきます。

それでは最後に、その他としまして、協議会の日程等について事務局から説明があります。

○事務局（久朗津） スムーズな運営で大分時間も余りましたけれども、次回の開催日及び議案協議などにつきましてお知らせをいたします。

次回の協議会は9月6日木曜日の午後1時30分から、会場は今回と同じく、ホテルセンチュリー静岡5階、この部屋でございますけれども、センチュリールームで開催をいたします。

当日は基本項目のうち、残りました合併の期日につきましてや、法による特例項目、それから一般項目、合併基本計画の素案につきましてご協議をいただきたいと思っております。

なお、次回の開催通知及び資料につきましては、事前に郵送させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○会長（小嶋善吉） これできょうはお諮りすることはすべて終了でございます。第1回目で非常にスムーズにありがとうございました。

これをもちまして第1回静岡市・由比町合併協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。